

# 京 都 華 頂 大 学 学 則 (案)

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 本大学は仏教精神に基づき教育基本法及び学校教育法の趣旨にのっとり、広い教養を基盤として、深く専門の学芸を教授研究し、国家社会の福祉に貢献しうる心身共に健全なる女子を育成することを目的とする。

### (名称)

第 1 条の 2 本学は、京都華頂大学と称する。

### (所在地)

第 1 条の 3 本学の所在地は、京都府京都市東山区林下町 3 丁目 456 番地とする。

2 本学の設置する学部・学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究の目的については、別に定める。

3 前 2 項の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、本学において自ら不断に点検および評価を行い、その教育研究水準の向上を図るものとする。

4 前項の点検・評価を行う組織・項目など、実施に必要な体制については、別に定める。

## 第 2 章 学部・学科・学生定員及び修業年限

### (学部・学科及び学生定員)

第 2 条 本学に設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
現代生活学部	こども生活学科	50人	—	200人
	生活情報学科	30人		120人
	食物栄養学科	60人		240人
	管理栄養学専攻 食文化専攻			
日本文化学部	日本文化学科	40人	—	160人

2 現代生活学部こども生活学科に幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く。この教職課程に関する規程は、別に定める。

3 現代生活学部生活情報学科及び日本文化学部日本文化学科に中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程を置く。この教職課程に関する規程は、別に定める。

4 現代生活学部こども生活学科に保育士養成課程を置く。この養成課程に関する規程は、別に定める。

5 現代生活学部食物栄養学科に栄養教諭の教職課程を置く。この教職課程に関する規程は、別に定める。

6 現代生活学部食物栄養学科に管理栄養士養成課程及び栄養士養成課程を置く。この養成課程に関する規程は、別に定める。

7 日本文化学部日本文化学科に学芸員養成課程を置く。この養成課程に関する規程は、別に定める。

### (修業年限及び在学年限)

第 3 条 本学の修業年限は 4 年とする。ただし在学期間は 8 年を超えてはならない。

### 第3章 学年・学期・授業日数及び休業日

#### (学年)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (学期)

第5条 学年を分けて次の2期とする。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から3月31日まで

2 春学期・秋学期の期間は、年度により若干の変更をすることがある。

#### (授業日数)

第6条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。

#### (休業日)

第7条 本学における休業日を次のとおり定める。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する日

(3) 創立記念日 10月10日

(4) 春季休業 3月15日から3月31日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月16日まで

(6) 冬季休業 12月25日から1月8日まで

2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

4 必要がある場合、学長は第1項に定める休業日においても、授業、実習及び行事を行うことができる。

### 第4章 入学・退学・転学及び休学

#### (入学の時期)

第8条 入学の時期は毎学年の始めとする。

#### (入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年1月31日文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(7) 相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出の時期、方法、同時に提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選抜試験を実施し、可否の判定は教授会の議を経て学長が行う。

(入学手続き及び入学許可)

第12条 本学に入学を許可された者は、指定の期間内に入学金その他の学費及び本学の指定する書類を提出しなければならない。

2 前項の手続きを怠った者には入学許可を取り消すことがある。

第13条 本学に転学を願い出た者については、欠員のある場合に限り選考のうえ入学を許可することができる。

(編入学)

第14条 本学に編入学を希望する者は選考の上これを許可することができる。

2 前項に関する規程は、別に定める。

3 編入学を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 他の大学を卒業した者又は他の大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 大学入学有資格者で、文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者

4 現代生活学部食物栄養学科については、栄養士免許取得の者とする。

(保証人)

第15条 入学を許可された者は、保護者1名（保護者なき者はこれに代わる親戚その他）を保証人と定め本学の指定する期間内に届け出なければならない。

第16条 保証人は学生の在学中の一切の事項について責任をもつものとする。

第17条 保証人が変更したとき、転居したときは直ちに届け出なければならない。

(退学及び転学)

第18条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。

2 他の大学等への転学を希望する者は、保証人連署のうえ学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(転学部及び転学科)

第19条 他の学部転学部又は同一学部の他の学科に転学科を願い出た者は、選考のうえ許可することができる。

2 転学部及び転学科に関する規程については、別に定める。

(休学)

第20条 疾病その他やむを得ない事情により5週以上修学することのできない者は、保証人連署のうえ休学を願い出ることができる。疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の期間)

第21条 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし特別の事由があると認められた者にあつては、引き続きさらに1年、通算4年までは延長することができる。

2 休学の期間は在学年数に算入しない。

(復学)

第22条 休学期間満了のときまたは休学期間であっても、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第23条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第3条に規定する在学年限を超えた者
- (2) 授業料その他の学費の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- (3) 第21条に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- (4) 死亡または2年以上にわたり行方不明の者

## 第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第24条 本学の教育課程は、総合科目・基本科目・発展科目として別表第一のとおりとする。

第25条 本学において開設する授業科目はこれを必修及び選択科目にわけるとする。

(履修登録及び登録の上限)

第26条 学生は、毎学期度の当初に履修する授業科目を登録しなければならない。また学生は、登録した授業科目以外の授業科目を履修し、修得することはできない。

- 2 1年間における履修登録単位数の上限を48単位とする。
- 3 1年間における履修登録単位数については、前項の定めにかかわらず学生の成績状況に応じて、特別に52単位を上限とすることができるものとする。必要な規定については、別に定める。

(単位)

第27条 各授業科目の単位数を定めるにあたっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
  - (3) 前各号に規定する授業の方法のうち2以上の併用により行う場合の単位数の基準については、これらに規定する基準を考慮し、本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、これらの学修とその学修の成果を考慮して単位数を定める。

(授業内容及び方法の改善)

第28条 本学において開設する授業科目の授業の内容及び方法の改善を図るために、自ら組織的に研修及び研究を実施する。

- 2 前項の目的を達成するため必要な実施体制等については、別に定める。

(学修の評価)

第29条 各授業科目を履修した者には、試験を実施して学修の成果を評価する。

- 2 第27条第1項3号の授業科目については、本学の定める方法により学修の成果を評価する。

(試験)

第30条 試験の方法は、筆記試験やレポートのほか、各授業科目の授業の方法に応じた方法によるものとし、その方法は各授業科目の担当者がこれを定める。

2 試験の時期は、原則として学期末とする。ただし各授業科目の担当者が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

3 病気等やむをえない事情により、学期末の試験を受けられなかった者は、追試験を受けることができる。

4 試験に関する規程は、別に定める。

第31条 当該授業科目の履修について学期当初に登録していない者は、試験を受けることはできない。

(単位の授与)

第32条 学修の評価は原則として100点を満点とする素点で表し、60点以上を合格として、単位を授与する。

(入学前の既修得単位の取り扱い)

第33条 教育上有益と認めるときは、入学前の大学又は短期大学において修得した単位(第53条の規定により、修得した単位を含む。)を本学における授業科目の修得とみなし、単位を認定することができる。

2 前項により、本学が修得したものとみなすことができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第1項及び第2項並びに第35条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 前2項の単位認定の取り扱いについては、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第34条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。この場合において、本学が修得したものとみなすことができる単位数は、前項及び次条第2項の単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

3 前2項の単位認定の取り扱いについては、別に定める。

(大学又は短期大学以外の教育施設等における学修)

第35条 教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

2 前項により与えることができる単位数は、60単位を超えないものとする。

3 前2項の単位認定の取り扱いについては、別に定める。

## 第6章 卒業及び資格の取得

(卒業の要件)

第36条 本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、別表第一に定めるところにより、下記にしたがって合計124単位以上を修得しなければならない。

(1) 総合科目 6 単位

(2) 基本科目 1 8 単位

(3) 発展科目 1 0 0 単位

ただし、学部基幹科目 8 単位 学部必修科目 1 4 単位

(卒業)

第37条 本学に4年以上在学し第36条に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長は卒業を認定する。

2 前項の規定により卒業した者には、次のとおり学士の学位を授与する。学位授与に関する規程については別に定める。

現代生活学部こども生活学科 学士(家政学)

現代生活学部生活情報学科 学士(家政学)

現代生活学部食物栄養学科 学士(家政学)

日本文化学部日本文化学科 学士(日本文化学)

(資格の取得)

第38条 本学の学部・学科において取得できる資格・課程及び免許の種類は次のとおりとする。

学部・学科	取得できる資格・課程及び免許
現代生活学部 こども生活学科	小学校教諭1種免許状 幼稚園教諭1種免許状 保育士資格 社会福祉士国家試験受験資格
現代生活学部 生活情報学科	高等学校教諭1種免許状(家庭) 中学校教諭1種免許状(家庭) 図書館司書資格
現代生活学部 食物栄養学科	栄養教諭1種免許状 管理栄養士国家試験受験資格 栄養士資格
日本文化学部 日本文化学科	高等学校教諭1種免許状(国語) 中学校教諭1種免許状(国語) 学芸員 図書館司書資格

第39条 現代生活学部こども生活学科、生活情報学科及び食物栄養学科の学生並びに日本文化学部日本文化学科の学生にして教育職員免許状を得ようとする者は、第36条に規定する卒業の要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目及び単位を別表第二のとおり修得しなければならない。

第40条 現代生活学部こども生活学科保育士養成課程の学生にして児童福祉法による保育士資格を得ようとする者は、第36条に定める卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則に定める科目及び単位を別表第三のとおり修得しなければならない。

2 現代生活学部こども生活学科の学生にして社会福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、第36条に定める卒業の要件を充足し、社会福祉士及び介護福祉士法、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び社会福祉士に関する科目を定める省令に定める科目及び単位を別表第四のとおり修得しなければならない。

3 現代生活学部生活情報学科及び日本文化学部日本文化学科図書館司書養成課程の学生にして図書館司書資格を得ようとする者は、第36条に定める卒業の要件を充足し、かつ図書館法及び図書館法施行規則に定める単位を別表第五のとおり修得しなければならない。

4 現代生活学部食物栄養学科の学生にして栄養士法による管理栄養士国家試験受験資格

を得ようとする者は、第36条に定める卒業の要件を充足し、かつ管理栄養士学校指定規則に定める科目及び単位を別表第六のとおり修得しなければならない。

- 5 現代生活学部食物栄養学科の学生にして栄養士法による栄養士資格を得ようとする者は、第36条に定める卒業の要件を充足し、かつ栄養士法施行規則に定める科目及び単位を別表第七のとおり修得しなければならない。
- 6 日本文化学部日本文化学科学芸員養成課程の学生にして学芸員資格を得ようとする者は、第36条に定める卒業の要件を充足し、かつ博物館法及び博物館法施行規則に定める単位を別表第8のとおり修得しなければならない。
- 7 現代生活学部こども生活学科の学生にして第1項及び第2項に定める資格・免許のほか、他の資格を得ようとする者は、本学が開設する当該資格に関する授業科目を履修し単位を修得しなければならない。なお、資格取得に関する授業科目等は別に定める。
- 8 現代生活学部生活情報学科の学生にして第3項に定める資格・免許のほか、他の資格を得ようとする者は、本学が開設する当該資格に関する授業科目を履修し単位を修得しなければならない。なお、資格取得に関する授業科目等は別に定める。
- 9 現代生活学部食物栄養学科の学生にして第4項及び第5項に定める資格・免許のほか、他の資格を得ようとする者は、本学が開設する当該資格に関する授業科目を履修し単位を修得しなければならない。なお、資格取得に関する授業科目等は別に定める。
- 10 日本文化学部日本文化学科の学生にして第1項及び第6項に定める資格・免許のほか、他の資格を得ようとする者は、本学が開設する当該資格に関する授業科目を履修し単位を修得しなければならない。なお、資格取得に関する授業科目等は別に定める。

## 第7章 検定料・入学金・授業料・その他の費用

(検定料等の金額)

第41条 本学の検定料・入学金・授業料等の金額は次のとおりとする。

現代生活学部こども生活学科

検定料	35,000円	授業料	940,000円
入学金	200,000円	施設設備資金	200,000円

現代生活学部生活情報学科

検定料	35,000円	授業料	940,000円
入学金	200,000円	施設設備資金	200,000円

現代生活学部食物栄養学科

検定料	35,000円	授業料	940,000円
入学金	200,000円	施設設備資金	240,000円

日本文化学部日本文化学科

検定料	35,000円	授業料	940,000円
入学金	200,000円	施設設備資金	200,000円

- 2 前項所定の費用のほか、実験実習費その他教育に必要な費用を徴収することがある。
- 3 学費納入に必要な手続き等については、別に定める。

(授業料の納入期)

第42条 授業料・施設設備資金は次のとおり納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

現代生活学部こども生活学科

春学期	授業料	470,000円	納期	4月30日
	施設設備資金	200,000円	納期	4月30日
秋学期	授業料	470,000円	納期	9月30日

現代生活学部生活情報学科

春学期 授業料 470,000円 納期 4月30日

施設設備資金 200,000円 納期 4月30日

秋学期 授業料 470,000円 納期 9月30日

現代生活学部食物栄養学科

春学期 授業料 470,000円 納期 4月30日

施設設備資金 240,000円 納期 4月30日

秋学期 授業料 470,000円 納期 9月30日

日本文化学部日本文化学科

春学期 授業料 470,000円 納期 4月30日

施設設備資金 200,000円 納期 4月30日

秋学期 授業料 470,000円 納期 9月30日

(退学等の場合の授業料等)

第43条 退学もしくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者、または停学中の者、及び学年の途中で卒業する者は、当該学期の授業料・施設設備資金等全額を納入しなければならない。

(休学等の場合の授業料等)

第44条 休学した者については、休学期間中の授業料・施設設備資金等は徴収しない。ただし復学した者は、当該学年の当該学期分を納めなければならない。

(納付した授業料等)

第45条 既納の入学金・授業料等納入金は、還付しない。

## 第8章 職員組織

(職員組織)

第46条 本学に、学長及びその他の職員を置く。

- (1) 教授、准教授、講師、助教（教職員）
- (2) 副学長又は学部長を置くことができる。
- (3) 部長、課長、及びその他の職員（事務職員等）

2 本学に、前項各号のほか、必要な職員を置くことができる。

3 職員の服務規程は、別に定める。

## 第9章 教授会及び大学評議会

(教授会)

第47条 本学に教授会を置く。

第48条 教授会は、学長及び教授・准教授・講師をもって組織する。

2 本会には、第1項に定める教員のほか、学長が指名する教員に出席を求めることができる。

第49条 学長は教授会を招集しその議長となる。ただし学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

2 学長は教授会の構成員の3分の1以上から議題を示し、要求があった場合には、教授会を招集しなければならない。

第50条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(教授会の審議事項)

第51条 教授会においては、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学生の学位授与に関する事項
- (3) 学生の学修評価に関する事項
- (4) 教育課程及び授業に関する事項
- (5) 学生の身分の取扱いの規程に関する事項
- (6) 教員の教育研究業績審査に関する事項
- (7) 前6号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項

第52条 教職員の候補者の選考、昇格に関する事項については、資格審査委員会及び人事教授会において必要な審査を行う。同各委員会の規程は、別に定める。

(大学評議会)

第53条 本学の運営に関する重要な事項を審議するために大学評議会を設ける。

2 大学評議会は学長がこれを招集し、次の事項について審議する。

- (1) 大学全体の基本的な事項
- (2) 学則及び学内諸規定の改正に関する事項
- (3) 学部・学科等教育組織の設置・廃止・改編に関する事項
- (4) 事務局組織・附属施設等の設置・廃止・改編に関する事項
- (5) 学長からの諮問事項に関する事項
- (6) 教職員・事務職員の人事計画に関する事項
- (7) 大学の中・長期的な展望に関する事項
- (8) 予算案の編成に関する事項
- (9) 学長選任に関する事項
- (10) 名誉教授の授与に関する事項
- (11) 大学の自己点検・評価に関する事項
- (12) その他、大学運営に重要と判断される事項

3 大学評議会の構成員および運営については、別に定める。

## 第10章 科目等履修生及び外国人学生

(科目等履修生)

第54条 本学の学生以外で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考のうえ、科目等履修生として、入学を許可する。

2 科目等履修生の取り扱いについては、別に定める。

(外国人学生)

第55条 外国人で本学に入学を希望する者は、選考のうえ入学を許可する。

## 第11章 長期履修学生

(長期履修学生)

第56条 第3条の規定にかかわらず、修業年限を超える一定の期間にわたり、授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、長期履修学生として入学を許可する。

2 長期履修学生に関しての必要な事項は、別に定める。

## 第12章 賞罰

### (表彰)

第57条 学生として表彰に値する行為があった者には、教授会の議を経て学長が表彰する。

### (罰則)

第58条 本学の学則に違反し、また本学の学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。懲戒は、退学・停学及び訓告とする。また退学は次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第13章 公開講座

### (公開講座)

第59条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることがある。

## 第14章 附属施設及び附属機関

### (附属施設及び附属機関)

第60条 本学に附属施設及び附属機関を置く。

- (1) 附属図書館
  - (2) 教育開発センター
  - (3) 教職課程指導センター
  - (4) 華頂総合研究所
  - (5) 地域発展活性化センター
  - (6) 学生参画運営センター
- 2 前項附属施設及び附属機関に関する規程については、別に定める。

## 第15章 学寮及び厚生補導施設

### (学寮)

第61条 本学に学寮を置く。学寮に関し必要な事項は、別に定める。

### (厚生補導施設)

第62条 本学に厚生補導のための施設として、健康相談室・学生相談室・食堂等を置く。

### (規程の改廃)

第63条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

### 附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。ただし平成27年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

2 学則第2条に規定する学生定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	平成27年度			平成28年度		
	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
現代家政学部 現代家政学科	95人	10人	400人	80人	—	385人
現代家政学部 食物栄養学科	—	—	—	60人	—	60人
合 計	95人	10人	400人	140人	—	445人

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし平成29年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

2 学則第2条に規定する学生定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	平成29年度			学部・学科等	平成30年度		
	入学定員	3年次編入学定員	収容定員		入学定員	3年次編入学定員	収容定員
現代家政学部 現代家政学科	80人	—	370人	現代家政学部 現代家政学科 生活学専攻 児童学専攻	80人	—	345人
現代家政学部 食物栄養学科	60人	—	120人	現代家政学部 食物栄養学科	60人	—	180人
合 計	140人	—	490人	合 計	140人	—	525人

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし平成30年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

2 学則第2条に規定する学生定員は、次のとおりとする。

学部・学科等	平成29年度			学部・学科等	平成30年度			平成31年度		
	入学定員	3年次編入学定員	収容定員		入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
現代家政学部 現代家政学科	80人	—	370人	現代家政学部 現代家政学科 生活学専攻 児童学専攻	80人	—	345人	80人	—	320人
現代家政学部 食物栄養学科	60人	—	120人	現代家政学部 食物栄養学科	60人	—	180人	60人	—	240人
合 計	140人	—	490人	合 計	140人	—	525人	140人	—	560人

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、令和4年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし令和5年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

2 学則第2条に規定する学生定員は、次のとおりとする。

年度 学部・ 学科等	令和5年度			年度 学部・ 学科等	令和6年度		
	入学 定員	3年 次編 入学 定員	収容 定員		入学 定員	3年 次編 入学 定員	収容 定員
現代家政学部 現代家政学科 生活学専攻 児童学専攻	80人	—	320人	現代家政学部 現代家政学科 生活学専攻 児童学専攻	—	—	240人
—	—	—	—	現代生活学部 こども生活学科	50人	—	50人
—	—	—	—	現代生活学部 生活情報学科	30人	—	30人
現代家政学部 食物栄養学科	60人	—	240人	現代生活学部 食物栄養学科 管理栄養学専攻 食文化専攻	60人	—	240人
合 計	140人	—	560人	合 計	140人	—	560人

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし令和6年度以前入学の学生については、本改正にかかわらず、なお、従前の学則による。

2 学則第2条に規定する学生定員は、次のとおりとする。

年度 学部・ 学科等	令和6年度			年度 学部・ 学科等	令和7年度		
	入学 定員	3年 次編 入学 定員	収容 定員		入学 定員	3年 次編 入学 定員	収容 定員
現代家政学部 現代家政学科 生活学専攻 児童学専攻	—	—	240人	現代家政学部 現代家政学科 生活学専攻 児童学専攻	—	—	160人
現代生活学部 こども生活学科	50人	—	50人	現代生活学部 こども生活学科	50人	—	100人
現代生活学部 生活情報学科	30人	—	30人	現代生活学部 生活情報学科	30人	—	60人
現代生活学部 食物栄養学科 管理栄養学専攻 食文化専攻	60人	—	240人	現代生活学部 食物栄養学科 管理栄養学専攻 食文化専攻	60人	—	240人
—	—	—	—	日本文化学部 日本文化学科	40人	—	40人
合 計	140人	—	560人	合 計	180人	—	600人

## 別表第一

### 総合科目(6単位)

区分	授業科目	単位		備考
		必修	選択	
総合科目	ブッダの教え	2		
	法然上人の思想と生涯	2		
	総合基礎演習Ⅰ	1		
	総合基礎演習Ⅱ	1		

### 基本科目(18単位)

区分	授業科目	単位		備考
		必修	選択	
基本科目	必修科目	英語Ⅰ	1	
		英語Ⅱ	1	
		英語コミュニケーションⅠ	1	
		英語コミュニケーションⅡ	1	
		健康スポーツ科学Ⅰ	1	
		健康スポーツ科学Ⅱ	1	
		人権と社会	2	
		情報処理	2	
	選択科目	日本語表現法		2
		こころの科学		2
		自然科学Ⅰ(生物)		2
		自然科学Ⅱ(化学)		2
		くらしと法律(日本国憲法)		2
		社会学概論		2
		消費者教育		2
		ジェンダー論		2
		国際理解		2
		京都の歴史		2
中国語Ⅰ		1		
中国語Ⅱ		1		
産官学連携実践		2		
インターンシップ		2		

## 別表第一

発展科目(100単位)

現代生活学部こども生活学科

教育内容	授業科目	単位		備考
		必修	選択	
基学 幹 科 目 部	現代生活学論Ⅰ	2		
	現代生活学論Ⅱ	2		
	生活構造論	2		
	ライフデザイン論	2		
科 学 部 必 修 目 修	現代生活学演習Ⅰ	2		
	現代生活学演習Ⅱ	2		
	キャリア教育	2		
	文献講読	2		
	卒業演習	6		
学 科 選 択 科 目	人間福祉論Ⅰ		2	
	教育の基礎と制度(幼・小)		2	
	発達心理学(幼・小)		2	
	音楽の基礎(ピアノ・歌)		2	
	子どもの図画工作		2	
	保育原理		2	
	保育内容総論		2	
	道徳教育論(小)		2	
	子どもの生活		2	
	家族関係論		2	
	生活経営学		2	
	家庭経済学		2	
	生活とメディア		2	
	衣生活論		2	
	食文化		2	
	住生活論		2	
	循環型社会論		2	
	労働法		2	
	男女共同参画社会論		2	
	多文化共生論		2	
	社会調査の基礎		2	
	統計学の基礎		2	
	子育て支援論		2	
	公的扶助論		2	
	保健医療サービス		2	
	社会保障論Ⅰ		2	
	高齢者福祉論		2	
	地域福祉論Ⅰ		2	
	子どもの運動		2	
	子ども家庭支援の心理学		2	
	幼児理解		2	
	保育内容(健康)		2	
	保育内容(造形表現)		2	
	保育内容(人間関係)		2	
	保育内容(音楽表現)		2	
	保育内容(環境)		2	
	保育内容(言葉)		2	
	ライフスタイルと法		2	
	教育心理学(幼・小)		2	
	教育の方法と技術(ICT活用を含む)(幼・小・家庭・栄養)		2	
	教育相談(幼・小)		2	
子どもの国語(書写を含む。)		2		
子どもの社会		2		
子どもの算数		2		
子どもの理科		2		
子どもの音楽Ⅰ		2		

子どもの音楽Ⅱ		2	
子どもの家庭科		2	
子どもの外国語		2	
幼児と健康		2	
幼児と人間関係		2	
幼児と環境		2	
幼児と言葉		2	
音楽表現		2	
造形表現		2	
教職論(幼・小・家庭・栄養)		2	
特別支援教育(幼・小)		2	
教育課程総論(幼・小)		2	
総合的な学習の時間(小)		2	
特別活動(小)		2	
生徒・進路指導論(小)		2	
子ども家庭福祉		2	
子ども家庭支援論		2	
社会的養護Ⅰ		2	
子どもの保健Ⅰ		2	
子どもの保健Ⅱ		2	
子どもの食と栄養		2	
乳児保育Ⅰ		2	
障害者福祉論		2	
生涯学習論		2	
他学科科目		16	

別表第一

発展科目(100単位)

現代生活学部生活情報学科

教育内容	授業科目	単位		備考	
		必修	選択		
基学 幹 科 目 部	現代生活学論Ⅰ	2			
	現代生活学論Ⅱ	2			
	生活構造論	2			
	ライフデザイン論	2			
科 学 部 必 修 目	現代生活学演習Ⅰ	2			
	現代生活学演習Ⅱ	2			
	キャリア教育	2			
	文献講読	2			
	卒業演習	6			
学 科 選 択 科 目 (○印から20単位以上)	生活 基 礎	○ 衣生活論		2	
		衣生活実習		2	
		ファッション論		2	
		食の科学Ⅰ(調理学)		2	
		食の科学Ⅱ(食品学)		2	
		栄養学		2	
		○ 食文化		2	
		食生活実習		2	
		和食学		2	
		○ 住生活論		2	
	住居文化		2		
	家 庭 生 活	健康マネジメント		2	
		○ 家族関係論		2	
		家庭経済学		2	
		住空間とインテリア実習		2	
		○ 生活経営学		2	
		家庭工学演習		2	
	社 会 ・ 制 度	○ 室内デザイン実習		2	
		人間福祉論Ⅰ		2	
		保育原理		2	
		高齢者福祉論		2	
		○ ライフスタイルと法		2	
		循環型社会論		2	
		労働法		2	
		○ 社会保障論Ⅰ		2	
		公的扶助論		2	
		○ 子ども家庭支援論		2	
	○ 男女共同参画社会論		2		
	コ ミュ ニ ケー ション	保健医療サービス		2	
		○ ライティングスキル		2	
		○ コミュニケーション論入門		2	
		○ 多文化共生論		2	
		コミュニケーションと心理		2	
	I T ・ 調 査 分 析	デジタルプレゼンテーション		2	
		○ コンピュータの基礎		2	
		情報処理論		2	
		情報学入門		2	
		○ 社会調査の基礎		2	
		統計学の基礎		2	
		統計学演習		2	
		○ マーケティング入門		2	
	サービスマーケティング		2		
ウ ェ ブ ・ デ ジ タ ル	○ インターネットリテラシー		2		
	デザイン論		2		
	カラーコーディネート論		2		
	ウェブデザイン		2		
	○ 生活とメディア		2		
	アプリ開発基礎		2		
デジタルコンテンツ		2			

イフ		ウェブ制作実習		2	
		動画コンテンツ制作		2	
消費・ビジネス		経営学入門		2	
		消費科学		2	
		事業創造論		2	
		ファッションビジネス		2	
		消費者行動		2	
	○	ケーススタディ		2	
		流通と生活		2	
		販売論		2	
	○	金融と生活		2	
		ITビジネス論		2	
教育		教育の基礎と制度(家庭・栄養)		2	
		道徳教育論(家庭・栄養)		2	
		教職論(幼・小・家庭・栄養)		2	
		生涯学習論		2	
		特別支援教育(家庭・栄養)		2	
		総合的な学習の時間(家庭・栄養)		2	
		教育の方法と技術(ICT活用含む)(幼・小・家庭・栄養)		2	
		教育課程総論(家庭・栄養)		2	
		教育心理学(家庭・栄養)		2	
		特別活動(家庭・栄養)		2	
		生徒・進路指導論(家庭・栄養)		2	
		教育相談(家庭・栄養)		2	

別表第一

発展科目(100単位)

現代生活学部食物栄養学科

区分	授業科目	単位		備考			
		必修	選択				
基学 幹 科 目 部	現代生活学論Ⅰ	2					
	現代生活学論Ⅱ	2					
	生活構造論	2					
	ライフデザイン論	2					
科 学 部 必 修 目 修	現代生活学演習Ⅰ	2					
	現代生活学演習Ⅱ	2					
	キャリア教育	2					
	文献講読	2					
	卒業演習	6					
発 展 科 目	生活 科 目 群	生活 基 本 科 目	家族関係論		2		
			衣生活論		2		
			家庭経済学		2		
			生活経営学		2		
			住生活論		2		
			流通と生活		2		
			デジタルコンテンツ		2		
			和食学		2		
			食文化		2		
			京都の食文化		2		
			消費科学		2		
			他学科科目		16		
			専 門 科 目		管理栄養士特論Ⅰ		2
	管理栄養士特論Ⅱ				2		
	管理栄養士特論Ⅲ				2		
	専 門 基 礎 分 野	境と 社会・ 健康 環	公衆衛生学Ⅰ		2		
			公衆衛生学Ⅱ		2		
			健康栄養概論		2		
			人 体 の 構 造 と 機 能 及 び 疾 病 の 成 り 立 ち	解剖・生理学Ⅰ		2	
				解剖・生理学Ⅱ		2	
解剖・生理学実験					1		
生化学Ⅰ					2		
生化学実験Ⅰ					1		
生化学Ⅱ					2		
生化学実験Ⅱ					1		
病理病態学Ⅰ				2			
病理病態学Ⅱ				2			
微生物学				2			
微生物学実験			1				
管 理 栄 養 士 関 連 科 目		食 べ 物 と 健 康	調理学		2		
			調理学実習Ⅰ		1		
			調理学実習Ⅱ		1		
			調理学実験		1		
			食品学Ⅰ		2		
			食品学Ⅱ		2		
	食品学実験Ⅰ			1			
	食品学実験Ⅱ			1			
	食品衛生学			2			
食品衛生学実験		1					
専 門	基 礎 ・ 応 用 栄 養 学	基礎栄養学		2			
		基礎栄養学実験		1			
		応用栄養学Ⅰ		2			
		応用栄養学Ⅱ		2			
		応用栄養学Ⅲ		2			
	応用栄養学実習		1				
	栄 養 教 育 論	栄養教育論Ⅰ		2			
		栄養教育論Ⅱ		2			
栄養教育論実習Ⅰ			1				
		栄養教育論Ⅲ		2			
		栄養教育論実習Ⅱ		1			

I 分 野	臨床 栄 養 学	臨床栄養学Ⅰ		2	
		臨床栄養学Ⅱ		2	
		臨床栄養学実習Ⅰ		1	
		臨床栄養学Ⅲ		2	
		臨床栄養学Ⅳ		2	
		臨床栄養学実習Ⅱ		1	
	公衆 栄 養 学	公衆栄養学Ⅰ		2	
		公衆栄養学Ⅱ		2	
		公衆栄養学実習		1	
	営 管 理 給 食 経 理	給食経営管理論Ⅰ		2	
		給食経営管理論Ⅱ		2	
		給食経営管理実習		1	

別表第一

発展科目(100単位)

日本文化学部日本文化学科

教育内容		授業科目	単位		備考
			必修	選択	
基学 幹 科目 目 部	○	日本文化総論Ⅰ	2		
	○	日本文化総論Ⅱ	2		
	○	国文学概論	2		
	○	日本史概説	2		
科 学 部 必 修 目 修	○	日本文化学演習Ⅰ	2		
	○	日本文化学演習Ⅱ	2		
	○	京都文化論	2		
	○	地域文化論	2		
	○	文献講読	2		
		キャリア教育	2		
	○	卒業演習	6		
歴 史 文 化 科 目 群		観光文化フィールドワーク		2	
		仏教文化史		2	
		服飾文化史		2	
	○	京都の歴史学		2	
		芸能文化史		2	
		仏教文化演習		2	
		アジアの歴史と文化		2	
		寺社の歴史		2	
		芸能文化演習		2	
		芸能文化フィールドワーク		2	
	○	日本文化学特講Ⅰ		2	
表 現 文 化 科 目 群	○	日本語史		2	
		日本文学概論Ⅰ		2	
		日本文学概論Ⅱ		2	
		国語学Ⅰ		2	
		国語学Ⅱ		2	
		日本文学史		2	
		日本文化と英語		2	
		書道Ⅰ		2	
		書道Ⅱ		2	
	○	日本文化学特講Ⅱ		2	
京 都 文 化 科 目 群		京都と文学(古典)		2	
	○	京都と文学(近現代)		2	
		京都の美術史		2	
		京都文化演習		2	
		京都の祭礼・年中行事		2	
		京都観光論		2	
		京都の文化財		2	
		京都文化フィールドワーク		2	
		茶道・華道・香道		2	
		京都の伝統工芸		2	
	○	日本文化学特講Ⅲ		2	
地 域 ・ 和 食 文 化 科 目 群		風土と文化		2	
		比較文化論		2	
		和食の基礎		2	
		地域文化演習		2	
	○	和食学		2	
		民俗文化		2	
		和食と環境		2	
		民俗文化演習		2	
		和食文化演習		2	
○	日本文化学特講Ⅳ		2		

現代文化科目群		循環型社会論		2	
		マンガ・アニメ・ゲーム文化		2	
		コミュニケーション論入門		2	
		住居文化		2	
		サブカルチャー		2	
		多文化共生論		2	
		デジタルプレゼンテーション		2	
		コミュニケーションと心理		2	
		男女共同参画社会論		2	
	○	日本文化学特講V		2	

## 別表第二

〔高等学校教諭一種免許状(家庭)〕

### イ. 教科及び教科の指導法に関する科目

授業科目		単位		備考
		必修	選択	
教科に関する専門的事項	生活経営学	2		
	家族関係論	2		
	家庭経済学	2		
	衣生活論	2		
	衣生活実習	2		
	栄養学	2		
	食の科学Ⅰ(調理学)	2		
	食の科学Ⅱ(食品学)	2		
	食生活実習	2		
	住生活論	2		
	室内デザイン実習		2	
保育原理	2			
各教科の指導法	中等教科教育法Ⅰ(家庭)	2		
	中等教科教育法Ⅱ(家庭)	2		
	中等教科教育法Ⅲ(家庭)	2		
	中等教科教育法Ⅳ(家庭)	2		

### ロ. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

授業科目		単位		備考
		必修	選択	
くらしと法律(日本国憲法)		2		
健康スポーツ科学Ⅰ		1		
健康スポーツ科学Ⅱ		1		
英語コミュニケーションⅠ		1		
英語コミュニケーションⅡ		1		
情報処理		2		

### ハ. 教育の基礎的理解に関する科目等

授業科目		単位		備考
		必修	選択	
教育の基礎と制度(中高・栄養)		2		
教職論(幼・小・中高・栄養)		2		
教育心理学(中高・栄養)		2		
特別支援教育(中高・栄養)		2		
教育課程総論(中高・栄養)		2		
総合的な学習の時間(中高・栄養)		2		
特別活動(中高・栄養)		2		
教育の方法と技術(ICT活用含む)(幼・小・中高・栄養)		2		
生徒・進路指導論(中高・栄養)		2		
教育相談(中高・栄養)		2		
教育実習事前・事後指導(中高)		1		
教育実習Ⅰ(中高)		2		
教職実践演習(中高)		2		

### ニ. 大学が独自に設定する科目

授業科目		単位		備考
		必修	選択	
「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて8単位以上を修得		8		
家庭工学演習			2	
情報処理論			2	

別表第二

[中学校教諭一種免許状(家庭)]

イ. 教科及び教科の指導法に関する科目

授業科目		単位		備考
		必修	選択	
教科に関する専門的事項	生活経営学	2		
	家族関係論	2		
	家庭経済学	2		
	衣生活論	2		
	衣生活実習	2		
	栄養学	2		
	食の科学Ⅰ(調理学)	2		
	食の科学Ⅱ(食品学)	2		
	食生活実習	2		
	住生活論	2		
	室内デザイン実習		2	
各教科の指導法の	中等教科教育法Ⅰ(家庭)	2		
	中等教科教育法Ⅱ(家庭)	2		
	中等教科教育法Ⅲ(家庭)	2		
	中等教科教育法Ⅳ(家庭)	2		

ロ. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

授業科目		単位		備考
		必修	選択	
くらしと法律(日本国憲法)		2		
健康スポーツ科学Ⅰ		1		
健康スポーツ科学Ⅱ		1		
英語コミュニケーションⅠ		1		
英語コミュニケーションⅡ		1		
情報処理		2		

ハ. 教育の基礎的理解に関する科目等

授業科目		単位		備考
		必修	選択	
教育の基礎と制度(中高・栄養)		2		
教職論(幼・小・中高・栄養)		2		
教育心理学(中高・栄養)		2		
特別支援教育(中高・栄養)		2		
教育課程総論(中高・栄養)		2		
道徳教育論(中・栄養)		2		
総合的な学習の時間(中高・栄養)		2		
特別活動(中高・栄養)		2		
教育の方法と技術(ICT活用含む)(幼・小・中高・栄養)		2		
生徒・進路指導論(中高・栄養)		2		
教育相談(中高・栄養)		2		
教育実習事前・事後指導(中高)		1		
教育実習Ⅰ(中高)		2		
教育実習Ⅱ(中高)		2		
教職実践演習(中高)		2		

二. 大学が独自に設定する科目

授 業 科 目	単 位		備 考
	必修	選択	
最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得	4		

別表第二

[小学校教諭一種免許状]

イ. 教科及び教科の指導法に関する科目

授業科目		単位		備考
		必修	選択	
教科に関する専門的事項	子どもの国語(書写を含む。)	2		
	子どもの社会	2		
	子どもの算数	2		
	子どもの理科	2		
	子どもの生活	2		
	子どもの音楽Ⅰ	2		
	子どもの音楽Ⅱ	2		
	子どもの図画工作	2		
	子どもの家庭科	2		
	子どもの運動		2	
	子どもの外国語	2		
各教科の指導法	小学国語・指導法	2		
	小学社会・指導法	2		
	小学算数・指導法	2		
	小学理科・指導法	2		
	小学生活・指導法	2		
	小学音楽・指導法	2		
	小学図画工作・指導法	2		
	小学家庭・指導法	2		
	小学体育・指導法	2		
	小学外国語・指導法	2		

ロ. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

授業科目		単位		備考
		必修	選択	
くらしと法律(日本国憲法)		2		
健康スポーツ科学Ⅰ		1		
健康スポーツ科学Ⅱ		1		
英語コミュニケーションⅠ		1		
英語コミュニケーションⅡ		1		
情報処理		2		

ハ. 教育の基礎的理解に関する科目等

授業科目		単位		備考
		必修	選択	
教育の基礎と制度(幼・小)		2		
教職論(幼・小・中高・栄養)		2		
教育心理学(幼・小)		2		
発達心理学(幼・小)		2		
特別支援教育(幼・小)		2		
教育課程総論(幼・小)		2		
道徳教育論(小)		2		
総合的な学習の時間(小)		2		
特別活動(小)		2		
教育の方法と技術(ICT活用含む)(幼・小・中高・栄養)		2		
生徒・進路指導論(小)		2		
教育相談(幼・小)		2		
教育実習事前・事後指導(幼・小)		1		
教育実習Ⅰ(幼・小)		2		
教育実習Ⅱ(幼・小)		2		
地域教育実習(幼・小)			2	
教職実践演習(幼・小)		2		

二. 大学が独自に設定する科目

授 業 科 目	単 位		備 考
	必修	選択	
最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得	2		

## 別表第二

〔幼稚園教諭一種免許状〕

### イ. 領域及び保育内容の指導法に関する科目

授業科目		単位		備考
		必修	選択	
領域に関する 専門的事項	健康	幼児と健康	2	
	人間関係	幼児と人間関係	2	
	環境	幼児と環境	2	
	言葉	幼児と言葉	2	
	表現	音楽表現	2	
		造形表現	2	
		子どもの音楽Ⅰ		2
		子どもの音楽Ⅱ		2
		子どもの運動		2
		子どもの図画工作		2
保育内容の 指導法の		保育内容(健康)	2	
		保育内容(人間関係)	2	
		保育内容(環境)	2	
		保育内容(言葉)	2	
		保育内容(音楽表現)	2	
		保育内容(造形表現)	2	

### ロ. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

授業科目		単位		備考
		必修	選択	
くらしと法律(日本国憲法)		2		
健康スポーツ科学Ⅰ		1		
健康スポーツ科学Ⅱ		1		
英語コミュニケーションⅠ		1		
英語コミュニケーションⅡ		1		
情報処理		2		

### ハ. 教育の基礎的理解に関する科目等

授業科目		単位		備考
		必修	選択	
教育の基礎と制度(幼・小)		2		
教職論(幼・小・中高・栄養)		2		
教育心理学(幼・小)		2		
発達心理学(幼・小)		2		
特別支援教育(幼・小)		2		
教育課程総論(幼・小)		2		
教育の方法と技術(ICT活用含む)(幼・小・中高・栄養)		2		
幼児理解		2		
教育相談(幼・小)		2		
教育実習事前・事後指導(幼・小)		1		
教育実習Ⅰ(幼・小)		2		
教育実習Ⅱ(幼・小)		2		
地域教育実習(幼・小)			2	
教職実践演習(幼・小)		2		

### ニ. 大学が独自に設定する科目

授業科目		単位		備考
		必修	選択	
最低修得単位を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて14単位以上を修得		12		
保育原理		2		

## 別表第二

[栄養教諭一種免許状]

### イ. 栄養に係る教育に関する科目

授業科目	単位		備考
	必修	選択	
学校栄養教育概論	2		
学校栄養教育指導論	2		

### ロ. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

授業科目	単位		備考
	必修	選択	
くらしと法律(日本国憲法)	2		
健康スポーツ科学Ⅰ	1		
健康スポーツ科学Ⅱ	1		
英語コミュニケーションⅠ	1		
英語コミュニケーションⅡ	1		
情報処理	2		

### ハ. 教育の基礎的理解に関する科目等

授業科目	単位		備考
	必修	選択	
教育の基礎と制度(中高・栄養)	2		
教職論(幼・小・中高・栄養)	2		
教育心理学(中高・栄養)	2		
特別支援教育(中高・栄養)	2		
教育課程総論(中高・栄養)	2		
道徳教育論(中・栄養)	2		
総合的な学習の時間(中高・栄養)	2		
特別活動(中高・栄養)	2		
教育の方法と技術(ICT活用含む)(幼・小・中高・栄養)	2		
生徒・進路指導論(中高・栄養)	2		
教育相談(中高・栄養)	2		
栄養教育実習事前・事後指導	1		
栄養教育実習	1		
教職実践演習(栄養教諭)	2		

## 別表第二

〔高等学校教諭一種免許状(国語)〕

### イ. 教科及び教科の指導法に関する科目

授業科目		単位		備考
		必修	選択	
教科に関する専門的事項	国語学Ⅰ	2		
	国語学Ⅱ	2		
	日本語文法	2		
	日本語史	2		
	日本語表現法	2		
	国文学概論	2		
	日本文学概論Ⅰ	2		
	日本文学概論Ⅱ	2		
	日本文学史	2		
	古典文学講読	2		
	京都と文学(古典)	2		
	京都と文学(近現代)	2		
	漢文学Ⅰ	2		
漢文学Ⅱ	2			
各教科の指導法	中等教科教育法Ⅰ(国語)	2		
	中等教科教育法Ⅱ(国語)	2		
	中等教科教育法Ⅲ(国語)	2		
	中等教科教育法Ⅳ(国語)	2		

### ロ. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

授業科目		単位		備考
		必修	選択	
くらしと法律(日本国憲法)		2		
健康スポーツ科学Ⅰ		1		
健康スポーツ科学Ⅱ		1		
英語コミュニケーションⅠ		1		
英語コミュニケーションⅡ		1		
情報処理		2		

### ハ. 教育の基礎的理解に関する科目等

授業科目		単位		備考
		必修	選択	
教育の基礎と制度(中高・栄養)		2		
教職論(幼・小・中高・栄養)		2		
教育心理学(中高・栄養)		2		
特別支援教育(中高・栄養)		2		
教育課程総論(中高・栄養)		2		
総合的な学習の時間(中高・栄養)		2		
特別活動(中高・栄養)		2		
教育の方法と技術(ICT活用含む)(幼・小・中高・栄養)		2		
生徒・進路指導論(中高)		2		
教育相談(中高・栄養)		2		
教育実習事前・事後指導(中高)		2		
教育実習Ⅰ(中高)		2		
教職実践演習(中高)		2		

## 別表第二

〔中学校教諭一種免許状(国語)〕

### イ. 教科及び教科の指導法に関する科目

授業科目	単位		備考
	必修	選択	
教科に関する専門的事項	国語学Ⅰ	2	
	国語学Ⅱ	2	
	日本語文法	2	
	日本語史	2	
	日本語表現法	2	
	国文学概論	2	
	日本文学概論Ⅰ	2	
	日本文学概論Ⅱ	2	
	日本文学史	2	
	古典文学講読	2	
	京都と文学(古典)	2	
	京都と文学(近現代)	2	
	漢文学Ⅰ	2	
	漢文学Ⅱ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	各教科の指導法	中等教科教育法Ⅰ(国語)	2
中等教科教育法Ⅱ(国語)		2	
中等教科教育法Ⅲ(国語)		2	
中等教科教育法Ⅳ(国語)		2	

### ロ. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

授業科目	単位		備考
	必修	選択	
くらしと法律(日本国憲法)	2		
健康スポーツ科学Ⅰ	1		
健康スポーツ科学Ⅱ	1		
英語コミュニケーションⅠ	1		
英語コミュニケーションⅡ	1		
情報処理	2		

### ハ. 教育の基礎的理解に関する科目等

授業科目	単位		備考
	必修	選択	
教育の基礎と制度(中高・栄養)	2		
教職論(幼・小・中高・栄養)	2		
教育心理学(中高・栄養)	2		
特別支援教育(中高・栄養)	2		
教育課程総論(中高・栄養)	2		
道徳教育論(中・栄養)	2		
総合的な学習の時間(中高・栄養)	2		
特別活動(中高・栄養)	2		
教育の方法と技術(ICT活用含む)(幼・小・中高・栄養)	2		
生徒・進路指導論(中高)	2		
教育相談(中高・栄養)	2		
教育実習事前・事後指導(中高)	2		
教育実習Ⅰ(中高)	2		
教育実習Ⅱ(中)	2		
教職実践演習(中高)	2		

別表第三  
〔保育士資格〕  
イ. 必修科目

授業科目	単位		備考
	必修	選択	
保育原理	2		
教育原理	2		
子ども家庭福祉	2		
社会福祉	2		
子ども家庭支援論	2		
社会的養護Ⅰ	2		
保育者論	2		
保育の心理学	2		
子ども家庭支援の心理学	2		
幼児理解	2		
子どもの保健Ⅰ	2		
子どもの食と栄養	2		
保育の計画と評価	2		
保育内容総論	2		
保育内容(健康)	2		
保育内容(人間関係)	2		
保育内容(環境)	2		
保育内容(言葉)	2		
保育内容(音楽表現)	2		
保育内容(造形表現)	2		
音楽表現	2		
造形表現	2		
乳児保育Ⅰ	2		
乳児保育Ⅱ	2		
子どもの保健Ⅱ	2		
特別支援教育	2		
社会的養護Ⅱ	2		
子育て支援論	2		
保育実習Ⅰ(施設)	2		
保育実習Ⅰ(保育所)	2		
保育実習指導Ⅰ	2		
総合演習	2		

ロ. 選択必修科目9単位以上(うち保育実習及び保育実習指導3単位以上)

授業科目	単位		備考
	必修	選択	
社会保障論Ⅰ		2	
地域福祉論Ⅰ		2	
家族関係論		2	
障害者福祉論		2	
教育心理学(幼・小)		2	
教育の方法と技術(ICT活用含む)(幼・小・中高・栄養)		2	
幼児と言葉		2	
音楽実践演習		2	
保育実習Ⅱ		2	
保育実習Ⅲ		2	
保育実習指導Ⅱ		1	
保育実習指導Ⅲ		1	

別表第四  
〔社会福祉士国家試験受験資格〕

授業科目	単位		備考
	必修	選択	
医学の基礎知識	2		
こころの科学	2		
社会学概論	2		
現代社会と福祉Ⅰ	2		
現代社会と福祉Ⅱ	2		
社会調査の基礎	2		
ソーシャルワーク総論Ⅰ	2		
ソーシャルワーク総論Ⅱ	2		
ソーシャルワーク論Ⅰ	2		
ソーシャルワーク論Ⅱ	2		
ソーシャルワーク論Ⅲ	2		
家族ソーシャルワーク論	2		
地域福祉論Ⅰ	2		
地域福祉論Ⅱ	2		
社会福祉サービス運営	2		
社会保障論Ⅰ	2		
社会保障論Ⅱ	2		
高齢者福祉論	2		
障害者福祉論	2		
子ども家庭福祉	2		
公的扶助論	2		
保健医療サービス	2		
権利擁護の実際	2		
更生保護の制度	2		
ソーシャルワーク演習Ⅰ	1		
ソーシャルワーク演習Ⅱ	1		
ソーシャルワーク演習Ⅲ	1		
ソーシャルワーク演習Ⅳ	1		
ソーシャルワーク演習Ⅴ	1		
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1		
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	1		
ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	1		
ソーシャルワーク現場実習Ⅰ	2		
ソーシャルワーク現場実習Ⅱ	4		

別表第五  
〔図書館司書資格〕

授業科目	単位		備考
	必修	選択	
生涯学習論	2		
図書館概論	2		
図書館制度・経営論	2		
図書館情報技術論	2		
図書館サービス概論	2		
情報サービス論	2		
児童サービス論	2		
情報サービス演習	2		
図書館情報資源概論	2		
情報資源組織論	2		
情報資源組織演習	2		
図書館基礎特論		1	
図書・図書館史		1	

別表第六

〔管理栄養士国家試験受験資格〕

教育内容		授業科目	単位		備考
			必修	選択	
専門基礎分野	境社会・健康	公衆衛生学Ⅰ	2		
		公衆衛生学Ⅱ	2		
		健康栄養概論	2		
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	解剖・生理学Ⅰ	2		
		解剖・生理学Ⅱ	2		
		解剖・生理学実験	1		
		生化学Ⅰ	2		
		生化学実験Ⅰ	1		
		生化学Ⅱ	2		
		生化学実験Ⅱ	1		
		病理病態学Ⅰ	2		
		病理病態学Ⅱ	2		
		微生物学	2		
	微生物学実験	1			
	食べ物と健康	調理学	2		
		調理学実習Ⅰ	1		
		調理学実験	1		
		調理学実習Ⅱ	1		
		食品学Ⅰ	2		
		食品学Ⅱ	2		
食品学実験Ⅰ		1			
食品学実験Ⅱ		1			
食品衛生学		2			
食品衛生学実験		1			
専門分野	栄養基礎学	基礎栄養学	2		
		基礎栄養学実験	1		
	応用栄養学	応用栄養学Ⅰ	2		
		応用栄養学Ⅱ	2		
		応用栄養学Ⅲ	2		
		応用栄養学実習	1		
	栄養教育論	栄養教育論Ⅰ	2		
		栄養教育論Ⅱ	2		
		栄養教育論実習Ⅰ	1		
		栄養教育論Ⅲ	2		
		栄養教育論実習Ⅱ	1		
	臨床栄養学	臨床栄養学Ⅰ	2		
		臨床栄養学Ⅱ	2		
		臨床栄養学実習Ⅰ	1		
		臨床栄養学Ⅲ	2		
		臨床栄養学Ⅳ	2		
		臨床栄養学実習Ⅱ	1		
	公衆栄養学	公衆栄養学Ⅰ	2		
		公衆栄養学Ⅱ	2		
		公衆栄養学実習	1		
給食経営管理論	給食経営管理論Ⅰ	2			
	給食経営管理論Ⅱ	2			
	給食経営管理実習	1			
演習総合	総合演習Ⅰ(管理栄養士)	1			
	総合演習Ⅱ(管理栄養士)	1			
臨地実習	給食経営管理臨地実習Ⅰ(給食の運営)	1		4科目中3科目選択必修	
	給食経営管理臨地実習Ⅱ		1		
	公衆栄養学臨地実習		1		
	臨床栄養学臨地実習Ⅰ		1		
	臨床栄養学臨地実習Ⅱ		1		

別表第七  
〔栄養士資格〕

教育 内容	授業科目	単位		備 考
		必修	選択	
活社会 康と健生	公衆衛生学Ⅰ	2		
	公衆衛生学Ⅱ	2		
人体 機能 構造と	解剖・生理学Ⅰ	2		
	生化学Ⅰ	2		
	生化学Ⅱ	2		
	生化学実験Ⅰ	1		
	解剖・生理学実験	1		
	病理病態学Ⅰ	2		
食品と 衛生	食品学Ⅰ	2		
	食品学Ⅱ	2		
	食品学実験Ⅰ	1		
	食品衛生学	2		
	食品衛生学実験	1		
栄養と 健康	基礎栄養学	2		
	基礎栄養学実験	1		
	応用栄養学Ⅰ	2		
	応用栄養学Ⅱ	2		
	応用栄養学実習	1		
	臨床栄養学Ⅰ	2		
栄養の 指導	臨床栄養学実習Ⅰ	1		
	栄養教育論Ⅰ	2		
	栄養教育論Ⅱ	2		
	栄養教育論実習Ⅰ	1		
	栄養教育論実習Ⅱ	1		
給食の 運営	公衆栄養学Ⅰ	2		
	調理学	2		
	調理学実験	1		
	調理学実習Ⅰ	1		
	調理学実習Ⅱ	1		
	給食経営管理論Ⅰ	2		
	給食経営管理実習	1		
給食経営管理臨地実習Ⅰ(給食の運営)	1			

別表第八  
〔学芸員資格〕

授業科目	単位		備考
	必修	選択	
博物館概論	2		
生涯学習論	2		
博物館資料論	2		
博物館展示論	2		
博物館資料保存論	2		
博物館教育論	2		
博物館経営論	2		
博物館情報・メディア論	2		
博物館実習	3		

## 変更事項を記載した書類（変更の事由及び変更点）

### 【変更の事由】

次の変更の事由をなす要因に示すとおり、学部・学科の名称変更、定員変更及び新たな学科の設置に伴い、条文及び別表を以下のとおり変更する。

### 変更事由の要因

	変更後学則案		従前の学則	
学部	現代生活学部	←	現代生活学部	
学科	こども生活学科 (50)	←	こども生活学科 (50)	
	生活情報学科 (30)	←	生活情報学科 (30)	
	食物栄養学科 (60)		食物栄養学科 (60)	
	管理栄養学専攻		管理栄養学専攻	
	食文化専攻		食文化専攻	
	<u>日本文化学部</u>	←		学部新設
	<u>日本文化学科 (40)</u>	←		学科新設

( )は入学定員

### 【変更点】

1. 第2条  
新設学部・学科名（日本文化学部日本文化学科）を追記する。また、従来は1学部であったため学部名を省略し、学科名のみで表記していたが、2学部となることで、学部学科名で表記するようあらためる。
2. 第14条  
従来 of 学科名 のみの表記から学部学科名の表記にあらためる。
3. 第19条  
従来は1学部であったため、同一学部内の転学科のみであったが、2学部となることで転学部も可能とする。
4. 第37条  
新設学部学科名（日本文化学部日本文化学科）を追記する。
5. 第38条  
新設学部学科名（日本文化学部日本文化学科）を追記し、取得できる資格を表記する。
6. 第39条  
教員免許状を取得できる既設の学部学科に加え、新設学部学科名（日本文化学部日本文化学科）を追記する。
7. 第40条  
第1項から第5項、第7項から第9項は、従来 of 学科名 のみの表記から学部学科名の表記にあらためる。さらに第3項は新設学部学科名（日本文化学部日本文化学科）を追記。第6項及び第10項は、学部学科新設に伴い、条文を追加する。
8. 第41条、第42条  
従来 of 学科名 のみの表記から学部学科名の表記にあらため、学部学科新設に伴い、条文を追加する。
9. 第48条、第60条  
学部学科新設に伴う、条文の修正及び追加。
10. 附則  
変更に伴う経過規定を附則に定める。
11. 別表  
学部学科新設に伴う、カリキュラム表の追加及び教職課程の科目名の一部修正。

(目的)

第 1 条 この規程は、京都華頂大学（以下「本大学」という。）学則第 47 条に基づき、教授会の構成及び運営について必要事項を定める。

(教授会の構成員)

第 2 条 教授会は、本大学学長及び教授・准教授・講師をもって組織する。

2 本会には、第 1 項に定める教員のほか、学長が指名する教員に出席を求めることができる。

(教授会の招集及び議長)

第 3 条 学長は、教授会を招集しその議長となる。ただし学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

2 学長は、教授会の構成員の 3 分の 1 以上から議題を示し要求があった場合には、教授会を招集しなければならない。

(教授会の開催)

第 4 条 教授会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開催することができない。

(教授会の審議事項)

第 5 条 教授会においては、次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学生の学位授与に関する事項
- (3) 学生の学修評価に関する事項
- (4) 教育課程及び授業に関する事項
- (5) 学生の身分の取扱いの規程に関する事項
- (6) 教員の教育研究業績審査に関する事項
- (7) 前 6 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項
- (8) その他教育研究上必要と思われる重要事項

第 6 条 教員の候補者の選考、昇格に関する事項については、資格審査委員会及び人事教授会において必要な審査を行う。

2 資格審査委員会及び人事教授会の規程は別に定める。

(規程の改廃)

第 7 条 本規程の改廃は、教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日よりこれを施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。